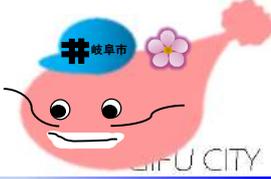


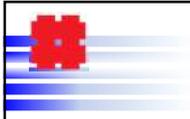
避難確保計画の作成について

岐阜市都市防災政策課
令和5年7月



GIFU CITY

1



避難確保計画の概要



GIFU CITY

2

避難確保計画とは

浸水や土砂災害が想定される地域における要配慮者利用施設において、洪水時、土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画

災害から、施設利用者の安全を守る重要な計画！

GIFU CITY

3

避難確保計画策定の背景

大規模な洪水被害が頻繁に起きるようになった。

↓

要配慮者利用施設における**逃げ遅れによる被害**が起きるようになった。

↓

気候変動により増大する災害リスクに対応するためには、行政によるハード整備・ソフト対策に加えて、市民の自助共助が不可欠

(民間の自助共助として)
要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することを義務化 (H29.6)

根拠法令
 <洪水浸水想定区域>
 水防法 第15条の3
 <土砂災害警戒区域>
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2

GIFU CITY

4



計画作成にあたって

避難確保計画の提出義務がある施設とは...

浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、岐阜市地域防災計画に記載がある、要配慮者利用施設



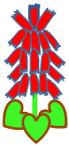
わたしたちの施設は作成義務があるのか？確認したい。

GIFU CITY

5



避難確保計画の作成義務があるかの確認方法



GIFU CITY

6

岐阜市 Foreign language 読み上げ

岐阜市公式HPで岐阜市地域防災計画を確認する

現在の位置: トップページ > くらし・手続き > 防災 > 防災に係る調査・計画 > 岐阜市地域防災計画

岐阜市地域防災計画

地域防災計画 (令和4年度版)

一般対策計画

赤田、京南、洪水等の異常な自然現象による災害、大規模な火災、原子力災害を想定し、その防災計画を定めたものです。

[一般対策計画\(全ページ\) \(PDF 74.0M\)](#)
[一般 目次 \(PDF 124.6KB\)](#)
[一般 第1章 総則 \(PDF 269.3KB\)](#)
[一般 第2章 災害予防 \(PDF 79.7KB\)](#)
[一般 第3章 災害応急対策 \(PDF 11.1M\)](#)
[一般 第4章 災害復旧 \(PDF 304.2KB\)](#)
[一般 巻末資料 \(PDF 1.9MM\)](#)

岐阜市公式ホームページ上で、「岐阜市地域防災計画」のページに進みます。
 地域防災計画(〇〇年度版)
 一般対策計画
 一般 巻末資料
 ↑岐阜市地域防災計画
 要配慮者利用施設一覧が確認できます。

7

岐阜市地域防災計画の要配慮者利用施設一覧

市計画2-8(P44) ⇐
 市計画2-24(P80) ⇐
 市計画3-16(P239) ⇐

要配慮者利用施設一覧 (L2対応)

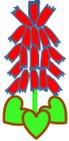
区分	事業所名	事業所住所	電話番号	浸水想定区域						土砂災害警戒区域
				第1層	第2層	既階	橋下	水階	土階	
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										
介護老人福祉施設										

・浸水想定区域欄に「○」がある施設
 → 洪水に対する避難確保計画の作成が必要
 ・土砂災害警戒区域欄に「○」がある施設
 → 土砂災害に対する避難確保計画の作成が必要
 ・浸水・土砂両方に「○」がある施設
 → 洪水、土砂災害に対する避難確保計画の作成が必要

8



避難確保計画の作成準備

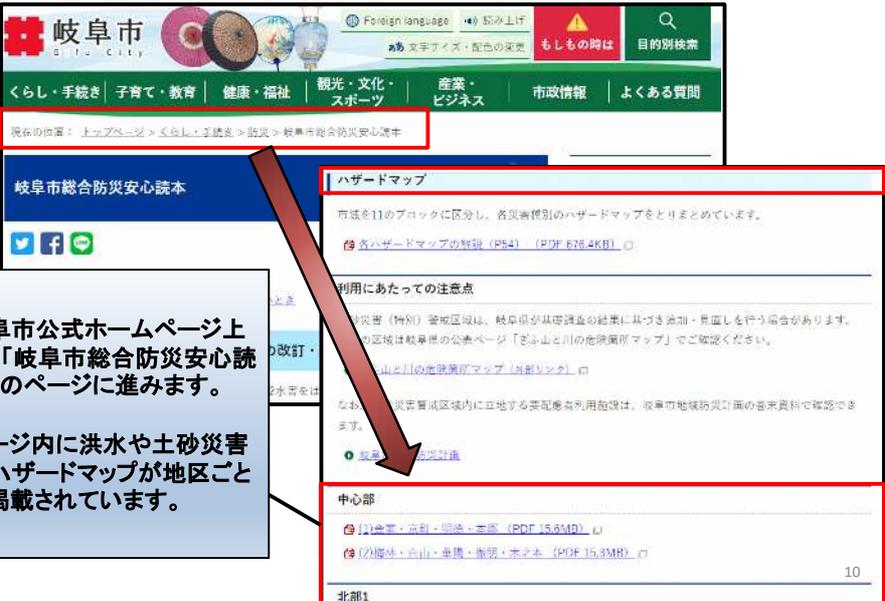


GIFU CITY

9



ハザードマップの確認



現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [防災](#) > [岐阜市総合防災安心読本](#)

ハザードマップ

市域を11のブロックに区分し、各区画別のハザードマップをとりまとめています。

[各ハザードマップの解説 \(PDF\)](#) (PDF 676.4KB)

利用にあたっての注意点

被災者(特別)警戒区域は、岐阜県が基幹調査の結果に基づき追加・見直しを行う場合があります。この区域は岐阜市の公表ページ「[ぎふ山と川の危険箇所マップ](#)」でご確認ください。

[ぎふ山と川の危険箇所マップ \(外部リンク\)](#)

なお、災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設は、岐阜市地球防災計画の巻末資料で確認できます。

[防災計画](#)

中心部

[\(1\)金華・高針・明徳・本郷 \(PDF 15.6MB\)](#)

[\(2\)塚本・白山・華園・龍野・木之本 \(PDF 15.3MB\)](#)

10

10

洪水ハザードマップ



- ・岐阜市総合防災安心読本のハザードマップは概ね1000年に1度程度起こる洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水状況の確認ができます。
- ・施設の避難場所や避難場所への避難経路を検討する際に使用します。

GIFU CITY

11

土砂災害ハザードマップ



- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)が表示されています。これらは土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊の観点からそれぞれの基準に基づき指定されています。
- ・施設の避難場所や避難場所への避難経路を検討する際に使用します。

12

12

避難確保計画の様式

岐阜市公式ホームページ上で、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等」のページに進みます。

ページ内に避難確保計画の様式があります。

様式・記載例

- 避難確保計画の様式
 - 様式1 社会福祉施設 避難確保計画 (Excel 854.6KB) [ダウンロード](#)
 - 様式2 学校 避難確保計画 (Excel 904.9KB) [ダウンロード](#)
 - 様式3 区徳島区 避難確保計画 (Excel 905.3KB) [ダウンロード](#)
 - 様式4 避難確保計画 (非常災害対策計画をきた) チェックリスト (Word 52.9KB) [ダウンロード](#)
- 避難確保計画の記載例
 - 記載例1 社会福祉施設 避難確保計画 (PDF 574.2KB) [ダウンロード](#)
 - 記載例2 学校 避難確保計画 (PDF 574.7KB) [ダウンロード](#)
 - 記載例3 区徳島区 避難確保計画 (PDF 574.6KB) [ダウンロード](#)

13

避難確保計画の提出様式について

赤枠内の様式を岐阜市に提出してください。

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合			自衛水防組織を設置しない場合		
項目	様式等	ページ	項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	3	1 計画の目的	様式1	3
2 計画の報告	様式1	3	2 計画の報告	様式1	3
3 計画の適用範囲	様式1	3	3 計画の適用範囲	様式1	3
4 防災体制	様式2	4~5	4 防災体制	様式2	4~5
5 情報収集・伝達	様式3	6	5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難誘導	様式4	7	6 避難誘導	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整	様式5	8	7 避難の確保を図るための施設の整	様式5	8
8 防災教育及び避難訓練の実施	様式6	8	8 防災教育及び避難訓練の実施	様式6	8
9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9	9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10 防災教育及び避難訓練の年間計画	様式7	10	10 防災教育及び避難訓練の年間計画	様式7	10
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11	11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12 緊急連絡網	様式9	12	12 緊急連絡網	様式9	12
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12	13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	13	14 対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15 防災体制一覧表	別紙1	13	15 防災体制一覧表	別紙1	13
16 施設周辺の避難地図	別紙2	15	16 施設周辺の避難地図	別紙2	15
17 施設周辺の避難地図	別紙1	-	17 施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

岐阜市へ提出

岐阜市へ提出

14



避難確保計画の作成 (岐阜市に提出する様式)



GIFU CITY



【様式1】計画の目的、報告、適用範囲

・平日と休日、昼間と夜間の利用者と従業員数を入力してください。

・利用者数は想定される最大の利用者数を入力してください。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通じて課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、建築防災地帯づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状況			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
 ※昼間昼間新前門と入新前門の合計人数を記載
 ※夜間昼間新前門の人数を記載
 ※休日は訪問介護を要し、利用者はいない

GIFU CITY

【様式1】計画の目的、報告、適用範囲

昼間	約 9 名	約 2 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
 ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
 ※夜間は入所部門の人数を記載
 ※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

- 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。
- 事前休業の判断について
大型台風の影響が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

暴風、大雨、洪水警報等の気象警報等が発表された場合、通所部門を事前休業とすることが考えられます。
施設の営業時間、利用者の特性等に応じ、入力してください。

ぎふ CITY

17

【様式2】防災体制

4. 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・指揮、避難誘導等が避難訓練等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集係・連絡係、避難誘導係が避難訓練等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び後継分派】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応規（要員）
以下のいずれかに該当する場合 洪水発生警報 〇〇市（〇〇地区） 〇〇地区発生警報 （〇〇地区発生時、〇〇市）	注意体制確立	洪水発生等の発生 発生する災害時の準備 関係者・事業者への確認連絡 緊急避難への確認連絡 <small>※対応によって避難訓練の中止</small>	総括 係長（施設長兼係長） 総括幹事（施設幹事） 総括 係長（施設長兼係長） 総括 係長（施設長兼係長） 総括幹事（施設幹事）
以下のいずれかに該当する場合 避難警報の発生 洪水発生警報 〇〇市（〇〇地区） 〇〇地区発生警報 （〇〇地区発生時、〇〇市）	警戒体制確立	非常災害の発生時	総括幹事（施設幹事）
以下のいずれかに該当する場合 避難警報の発生 〇〇市（〇〇地区） 〇〇地区発生警報 （〇〇地区発生時、〇〇市） 〇〇市（〇〇地区） 〇〇地区発生警報 （〇〇地区発生時、〇〇市）	非常体制確立	施設幹事等の発生時	総括幹事（施設幹事）

レベル2 注意体制
→気象情報等の情報収集の段階

レベル3 警戒体制
→避難の準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始し、完了させる段階

レベル4 非常体制
→施設全体の避難行動を完了する段階（逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階）

18

【様式2】防災体制

体制確立の判断時期

以下のいずれかに該当する場合

- ・洪水注意情報発表
- ・〇〇川（〇〇地点）
- ・注意注意情報発表（注意注意水位〇.〇〇m）

→ **注意体制確立 レベル2**

以下のいずれかに該当する場合

- ・高潮警報等の発令
- ・洪水警報発表
- ・〇〇川（〇〇地点）注意警報情報発表（注意判断水位〇.〇〇m）

→ **警戒体制確立 レベル3**

以下のいずれかに該当する場合

- ・避難指示の発令
- ・〇〇川（〇〇地点）注意危険情報発表（注意危険水位〇.〇〇m）
- ・〇〇川（〇〇地点）避難判断参考水位到達
- ・記録的短時間大雨情報

→ **非常体制確立 レベル4**

体制確立の判断時期

- ・洪水、土砂災害それぞれの例を参考に入力してください。
- ・各段階の防災体制確立の判断基準の目安になる情報は複数あります。普段から情報の内容を理解し、防災体制確立の判断基準として設定しておきましょう。

GIFU CITY

19

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明①）

洪水の避難確保計画では対象河川の観測地点を確認する必要があります。
 〇〇川（〇〇地点）

地域防災計画の要配慮者利用施設一覧の浸水想定区域に〇がついている河川（複数ある場合もあります）

岐阜県川の防災情報（Webサイト）で調べる。
<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

①「水位」をクリック。

②地域防災計画の要配慮者利用施設一覧の浸水想定区域に〇がついている河川の中で施設の近くの観測局をさがす。（ページ上段「マップ」で観測局の位置が確認できます。）

観測局名	所在地	河川名	観測局名	現在水位	標準値
〇	岐阜市	岐阜川	揖成	0.43	→
〇	本巣市	本巣川	金巻	1.20	↑
〇	本巣市	本巣川	虎山	1.43	→
〇	本巣市	本巣川	〇	-1.68	↑
				0.13	→
				0.44	→
				0.57	→
				0.83	→
				-0.16	↑
				-2.25	↑

20

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明②）

③施設の近くの観測局名をクリック。

**④氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険水位が表示されているかを確認する。
→表示されていればその観測局を体制確立の判断に使用する観測局とする。（「〇〇地点」とする）**

河川名	観測局	水位
長良川	忠節地点	8.46 m
木曾川	笠松地点	2.50 m
境川	馬橋地点	5.30 m
板屋川	御望地点	2.50 m
伊自良川	古川橋地点	2.00 m
鳥羽川	東深瀬地点	1.00 m
観測局		12.56 m

21

【様式2】防災体制（体制確立の判断時期補足説明③）

【参考】
 氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険区域が設定されている観測局（一部紹介）

- ★長良川 ... 忠節地点、芥見地点
- ★木曾川 ... 笠松地点
- ★境川 ... 馬橋地点
- ★板屋川 ... 御望地点
- ★伊自良川 ... 古川橋地点
- ★鳥羽川 ... 東深瀬地点

観測局が不明な場合や、「要配慮者利用施設一覧」で「中小河川」が該当し、河川名が不明な場合は岐阜市都市防災政策課もしくは岐阜市の所管課にお尋ねください。

22

【様式2】防災体制

役割分担

体制	活動内容	対応班 (要員)
レベル2 注意体制	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 <small>※状況によって避難誘導の準備開始</small>	総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 総括・情報班 (情報収集伝達要員) 避難誘導班 (避難誘導要員)
レベル3 警戒体制	要配慮者の避難誘導開始	避難誘導班 (避難誘導要員)
レベル4 非常体制	施設職員全員の避難完了	避難誘導班 (避難誘導要員)

・洪水、土砂災害それぞれの例を参考にして入力してください。

・それぞれの活動内容の対応者を右の対応班(要員)欄に入力してください。

GIFU CITY

23

【様式3】情報収集・伝達

5 情報収集・伝達
(1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の収集	収集方法 (例)
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ・ラジオ インターネット 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/jma/index.html)
	洪水予報、水位到達情報	電子メール(ふる川と川のアラームメール) インターネット ■岐阜県 川の防災情報 (http://www.casan.pref.gifu.lg.jp/index.html/) ■国土交通省「川の防災情報」 (http://www.river.go.jp/kawabou/jp/TopGk.htm) ■気象庁の洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
その他	土砂災害警戒情報	インターネット ■ぎふ土砂災害警戒情報ポータル (https://alert.usabo.pref.gifu.lg.jp/web_top/top.html)
	施設周辺の洪水状況	統括課別の洪水状況 施設職員による目視 (同じ、安全に配慮して危険な場所に行かないよう統括課から連絡)
	施設周辺における土砂災害の発生状況	統括課別の洪水状況 施設職員による目視 (同じ、安全に配慮して危険な場所に行かないよう統括課から連絡)

・停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集をすることになるため、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

・いつでも情報収集できるように、webサイトやアプリをお気に入りに登録しておきましょう。

GIFU CITY

24

【様式3】情報収集・伝達

様式3は以下の情報に基づき、市が提供した、避難誘導の開始や避難の開始、避難に当たっての準備が等しい段階から避難を行う。
 「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達
 「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
 避難する場合、「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「A会」避難場所へ避難する。利用者引き渡しは「A会」（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。
 ※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。
 「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8
 「緊急連絡網」⇒様式9

・避難する場合には、「利用者緊急連絡先一覧表」(様式8)に基づき、利用者の家族等に対し「〇〇公民館(避難場所)へ避難する。利用者引き渡しは〇〇公民館(避難場所)において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡しましょう。

GIFU CITY

【様式4】避難誘導

「立ち退き避難(水平避難) 進行の場合」
 立ち退き避難(水平避難)の開始の避難場所(浸水想定区域外の指定避難所)

避難場所名称	避難距離	徒歩	車	移動手段
緊急者(全体)	本館(本館前) 500	○	○	○
保護者(保護者等) 子供(子供) 高齢者(高齢者)	〇〇公民館(避難所)	○	○	○

立ち退き避難(水平避難)の開始の避難場所(指定避難所以外の指定避難所)

避難場所名称	避難距離	徒歩	車	移動手段
緊急者(全体)	〇〇公民館(避難所)	○	○	○
保護者(保護者等) 子供(子供) 高齢者(高齢者)	〇〇公民館(避難所)	○	○	○

② 屋内安全確保を行う場合
 屋内安全確保(垂直避難)の場合

避難場所	避難階	移動手段
緊急者(全体)	2	なし(エレベーター、スリッパ)
保護者(保護者等) 子供(子供) 高齢者(高齢者)	2	なし(エレベーター、スリッパ)

③ 避難の安全な確保
 立ち退き(水平避難)、屋内安全確保(垂直避難)が困難な場合、近隣の安全な場所(〇〇公園)に避難するものとする。

避難場所

・浸水想定区域、土砂災害警戒区域外に位置する系列施設等への立ち退き避難(水平避難)、最寄りの指定緊急避難場所及び指定一般避難所への立ち退き避難(水平避難)、施設の上階等への屋内安全確保(垂直避難)を検討し設定します。

・災害時、状況に応じて避難場所を選択できるように複数の避難場所を考慮してください。

26

【様式4】避難誘導

移動手段

「」立ち退き避難（水害避難）進行の機会
立ち退き避難（水害避難）の種別の避難経路（「備前地区防災計画（避難誘導）」参照）

避難経路名称	避難距離	徒歩	車
避難所（中央） 大倉（大倉町）	約100m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
避難所（中央） 小島（小島町）	約50m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

立ち退き避難（水害避難）の種別の避難経路（「備前地区防災計画（避難誘導）」参照）

避難経路名称	避難距離	徒歩	車
避難所（中央） 大倉（大倉町）	約100m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
避難所（中央） 小島（小島町）	約50m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

「」屋内安全確保を行う場合
屋内安全確保（備前地区）の種別

避難経路名称	避難距離	徒歩	車
避難所（中央） 大倉（大倉町）	約100m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
避難所（中央） 小島（小島町）	約50m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

「」避難所への避難
避難所（中央）
避難所（中央）
避難所（中央）

- ・自力で避難することが困難な利用者を避難場所に搬送する手段として、搬送用車両を準備しておく必要があります。
- ・自力で避難が可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時に一目でわかるよう腕章やビブス等を準備しておくことが効果的です。

GIFU CITY

【様式4】避難誘導

（別紙1）施設周辺の避難地図

「」指定避難経路利用可能な場合、指定の「指定避難経路」を「指定避難経路」に記入してください。指定避難経路は、指定避難経路の「指定避難経路」に記入してください。

避難経路
避難経路は、指定避難経路の「指定避難経路」に記入してください。

避難経路
避難経路は、指定避難経路の「指定避難経路」に記入してください。



- ### 避難経路
- ・避難地図は避難場所と避難経路を記入してください。
 - ・避難地図は計画に添付するとともに施設内に掲示、職員に配布することが有効です。

【様式5】 避難の確保を図るための施設の整備

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する装置等については、下表「避難確保装置一覧」に示すとおりである。これらの装置等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。
※用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保装置一覧（例）	
	備品名
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 通中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	看板（施設職員、利用者）、案内板、タブレット、 携帯電話、通中電灯、携帯電話音声、電池式防犯器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光安全靴
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ、おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒液、包帯、絆創膏
その他	救命ボート
洪水を貯ぐための装置	
土のう、止水板	〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための装置 [※]	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（煙火設置）、	〇〇〇〇

※事例の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画→様式7

- ・洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための機材、また、市からの災害情報の伝達を受ける機材について入力しましょう。
- ・施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生用具、医薬品等を備えておきましょう。
- ・夜間に避難を行うことが想定される場合は電池式照明器具等を備えておきましょう。

GIFU CITY

29

【様式5】 防災教育及び訓練の実施

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する装置等については、下表「避難確保装置一覧」に示すとおりである。これらの装置等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。
※用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保装置一覧（例）	
	備品名
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 通中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	看板（施設職員、利用者）、案内板、タブレット、 携帯電話、通中電灯、携帯電話音声、電池式防犯器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光安全靴
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ、おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒液、包帯、絆創膏
その他	救命ボート
洪水を貯ぐための装置	
土のう、止水板	〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための装置 [※]	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（煙火設置）、	〇〇〇〇

※事例の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画→様式7

- ・新規採用の職員を対象に研修を実施しましょう。
- ・全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。

訓練実施後、「訓練実施結果報告書」を提出してください。
提出先: 岐阜市都市防災政策課

（様式は岐阜市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等」内に掲載しております。）

GIFU CITY

30



提出



GIFU CITY

31

31

「避難確保計画」の作成、提出と訓練の実施、訓練の報告は要配慮者利用施設の所有者または管理者の義務です。

避難確保計画

未作成施設は速やかに作成、提出をお願いします。

訓練の実施、報告

避難確保計画に基づいた訓練を実施してください。
訓練実施後、訓練実施結果報告書の提出をお願いします。

GIFU CITY

32

32



書類の提出先と提出部数

○避難確保計画○

提出先:各施設の岐阜市担当部局
提出部数:1部 (最終版は3部)

避難確保計画提出の流れ

- ①施設から担当部局に1部提出
- ②岐阜市担当部局、防災部局、土木部局が内容を確認
- ③岐阜市から施設に内容修正依頼
- ④施設が内容修正
- ⑤施設から担当部局に修正した計画を3部提出(電子メールの場合1通で良い)

○訓練実施結果報告書○

提出先:岐阜市都市防災政策課
提出部数:1部

33



最後に

- ・避難確保計画は各フロアに保管しましょう。
- ・施設内に避難経路図を貼りましょう。
- ・避難確保計画は関係者全員で共有しましょう。
- ・訓練を実施し、避難確保計画の内容を見直しましょう。

災害から施設利用者、職員の命
を守ることにつながります！！

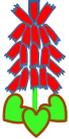
GIFU CITY

34



おわり

ご清聴ありがとうございました。



GIFU CITY

